

令和7年度 第2回 有田区地域協議会

次 第

日時：令和7年7月1日（火）午後6時30分～

会場：カルチャーセンター ミーティングルーム

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について

【自主的な審議】

- ・カルチャーセンターのさらなる利活用について

4 そ の 他

- ・次回地域協議会

令和7年 月 日（ ）午後6時30分～カルチャーセンター

5 閉 会

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

令和7年7月

上越市農林水産部（農政課）

1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

(2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

(3) 結果の公表等

- ・協議の実施状況・・・市ホームページで公表
- ・地域計画の公表・・・令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）	～令和6年度上期（令和6年8月末）	～令和6年度下期（令和6年12月末）
高士区 谷浜・桑取区 柿崎区 吉川区 名立区	金谷区 春日区 三郷区 和田区 大島区 牧区 大潟区	新道区 諏訪区 津有区 有田区 保倉区 北諏訪区 安塚区 浦川原区 頸城区 中郷区 板倉区 清里区 三和区

（主な意見・課題）

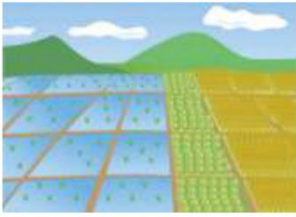
- ・担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・昭和の時代には場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等	- 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 - 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)	農地の集約化 
	農業を担う者	新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け  目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要	 
	農業用施設	農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	 
	軽微な変更	- 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 - 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など	 水稲エリア 野菜エリア(有機) 野菜エリア
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用	公共用地や農家住宅等に供するための転用  農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要	 

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	有田区 (西小猿屋、中小猿屋、東小猿屋、三田、三田新田、三ツ橋新田、三ツ橋、福田、佐内、三ツ屋、安江、上源入、下源入、松村新田、下門前、塩屋新田、春日新田、川原、府門)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	236 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	236 ha
② 田の面積	229 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	20 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は上越市の北部に位置し、関川流域の低平地に広がる水田地帯であり、水稻を中心に大豆、えだまめ等を組み合わせた営農を展開している。地域内のうち、北陸自動車道から南側のエリアでは、基盤整備事業(経営体育成基盤整備事業 中江北部第2地区)が令和3年度に完了している。北側のエリアでは現在面工事が進められており、令和7年度に完了予定である(経営体育成基盤整備事業 中江有田地区)。地域内では、農業者の高齢化が進み、農業従事者数はゆるやかに減少しているものの、基盤整備事業をはじめ、担い手への農地集積に取り組むことで、農地を維持してきた。

今後については、後継者不足のため、一部の中心経営体に農地が集まり、中心経営体に負荷がかかり過ぎるのではと懸念する声がある。また、集落全体が高齢化する中でいかに用水管理を維持するか、あるいは基盤整備事業の地区外農地をいかに維持するかなどの課題がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻をメインに、園芸との複合型営農に取り組む農業者が多い地区である。また、基盤整備事業を機に、園芸品目の更なる拡大も検討されている。今後も、水稻をメインとしながら、園芸を組み合わせ、農地の保全と農業所得向上の両立を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
中心的な経営体である認定農業者等に集積を図るが、経営体にとって効率的な農作業が実現できるよう、ほ場の位置、水管理の作業効率などにも配慮した農地集積を行う。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	81.7	%	将来の目標とする集積率
			90.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理事業を活用し、農業者同士の農地交換等を検討し、農地の集約化、農作業の効率化に取り組む。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
離農者が出た場合には、農業委員会等に相談し、地域内で効率的な農地利用が図られるよう、利用調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
離農者が出た場合には、耕作放棄地が発生しないよう、農地中間管理機構を通した利用権設定により、担い手へ農地を貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
経営体育成基盤整備事業 中江北部第2地区が令和3年度に完了。経営体育成基盤整備事業 中江有田地区については令和7年度に完了予定である。未実施のエリアについては現在のところ計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外を問わず、入り作を含めた農業者の受け入れによる担い手確保を積極的に進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除など、委託による効率化が可能な作業があれば、地域内外の事業者への作業委託も視野に入れる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
③ドローン技術の導入など、スマート農業技術を積極的に取り入れ、農作業の労働コスト削減に取り組む。									
⑦多面的機能支払制度を活用し、農道や水路など農業用施設の保安全管理に取り組む。									
⑩引き続き、水稲＋園芸の複合型営農により、農地保全と農業所得向上の両立を図る。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

有田区

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農	水稻＋園芸	20.6 ha	0.0 ha	水稻＋園芸	20.6 ha	0.0 ha	V	
2	認農	水稻＋園芸	47.2 ha	0.0 ha	水稻＋園芸	47.2 ha	0.0 ha	X	
3	認農	水稻	1.9 ha	0.0 ha	水稻	1.9 ha	0.0 ha	S U	
4	認農	水稻	3.5 ha	0.0 ha	水稻	3.5 ha	0.0 ha	W	
5	認農	水稻	1.0 ha	0.0 ha	水稻	1.0 ha	0.0 ha	R	
6	認農	水稻	4.1 ha	0.0 ha	水稻	4.1 ha	0.0 ha	L	
7	認農	水稻	5.4 ha	0.0 ha	水稻	5.4 ha	0.0 ha	M	
8	認農	水稻	2.4 ha	0.0 ha	水稻	2.4 ha	0.0 ha	A	
9	認農	水稻	5.2 ha	0.0 ha	水稻	5.2 ha	0.0 ha	B	
10	認農	水稻	1.0 ha	0.0 ha	水稻	1.0 ha	0.0 ha	Q	
11	認農	水稻	6.5 ha	0.0 ha	水稻	6.5 ha	0.0 ha	C	
12	認農	水稻	3.4 ha	0.0 ha	水稻	3.4 ha	0.0 ha	D	
13	認農	水稻	2.0 ha	0.0 ha	水稻	2.0 ha	0.0 ha	E	
14	認農	水稻＋園芸	6.1 ha	0.0 ha	水稻＋園芸	6.1 ha	0.0 ha	F	
15	認農	水稻＋園芸	6.1 ha	0.0 ha	水稻＋園芸	6.1 ha	0.0 ha	G	
16	利用者	水稻	8.5 ha	0.0 ha	水稻	8.5 ha	0.0 ha	H	
17	認農	水稻＋園芸	21.7 ha	0.0 ha	水稻＋園芸	21.7 ha	0.0 ha	T	
18	認農	水稻	2.7 ha	0.0 ha	水稻	2.7 ha	0.0 ha	J	
19	利用者	水稻	1.0 ha	0.0 ha	水稻	1.0 ha	0.0 ha	I	
20	認農	水稻	5.7 ha	0.0 ha	水稻	5.7 ha	0.0 ha	N	
21	認農	水稻	2.6 ha	0.0 ha	水稻	2.6 ha	0.0 ha	K	
22	認農	水稻	28.5 ha	0.0 ha	水稻	28.5 ha	0.0 ha	P	
23	利用者	水稻	3.1 ha	0.0 ha	水稻	3.1 ha	0.0 ha	その他	
24	認農	水稻	2.4 ha	0.0 ha	水稻	2.4 ha	0.0 ha	O	
計			192.7 ha	0.0 ha		192.7 ha	0.0 ha		

1 カルチャーセンター【所管課：社会教育課】

○令和6年度利用状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

部屋	A 利用日数	B 利用可能 日数	利用率 (A/B)	利用件数	利用者数
体育室（全面）	209	347	60.2%	1,477	21,838
体育室1	293	347	84.4%		
体育室2	298	347	85.9%		
ミーティングルーム （全面）	255	347	73.5%	478	10,499
ミーティングルーム1	99	347	28.5%		
ミーティングルーム2	31	347	8.9%		
ミーティングルーム3	6	347	1.7%		
視聴覚・音楽室（全面）	138	347	39.8%	777	5,595
視聴覚・音楽室1	234	347	67.4%		
視聴覚・音楽室2	208	347	59.9%		
和室1	130	347	37.5%	164	2,581
和室2	118	347	34.0%		
工芸・陶芸・絵画室	73	347	21.0%	72	757
料理実習室	49	347	14.1%	27	389
研修室	151	347	43.5%	143	2,168
小会議室	228	347	65.7%	326	1,486

○修繕予定

修繕箇所	修繕内容	修繕時期
体育棟 2階ギャラリー	カーテン及びレールの更新	令和7年度実施予定
研修棟各部屋の空調室内機	全空調室内機(22機)の更新	
体育棟 1階及び3階ガラ リー	カーテン及びレールの更新	他施設の修繕要望と予算 を勘案し、優先順位（緊急 性や必要性など総合的に 判断）をつけながら今後実 施を検討
体育棟 バスケットゴール	バスケットゴールの更新	
研修棟 視聴覚室入口扉	入口扉の開閉器具の修繕	

2 野球場・多目的運動広場・庭球場【所管課：スポーツ推進課】

○令和6年度利用状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

施設	A 利用日数	B 利用可能 日数	利用率 (A/B)	利用件数	利用者数
野球場（A面）	159	220	72.3%	239	6,860
多目的運動広場（全面）	62	237	26.2%	109	9,455
多目的運動広場（B面）	20	237	8.4%	21	
多目的運動広場（C面）	9	237	3.8%	9	
テニスコートA	81	237	34.2%	115	3,914
テニスコートB	59	237	24.9%	73	
テニスコートC	68	236	28.8%	83	
テニスコートD	103	236	43.6%	145	
テニスコートE	61	236	25.8%	93	
テニスコートF	65	236	27.5%	79	
テニスコートG	57	237	24.1%	93	
テニスコートH	109	236	46.2%	164	
テニスコートI	41	236	17.4%	60	

○修繕予定

なし

3 ゲートボールハウス【所管課：高齢者支援課】

○令和6年度利用状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

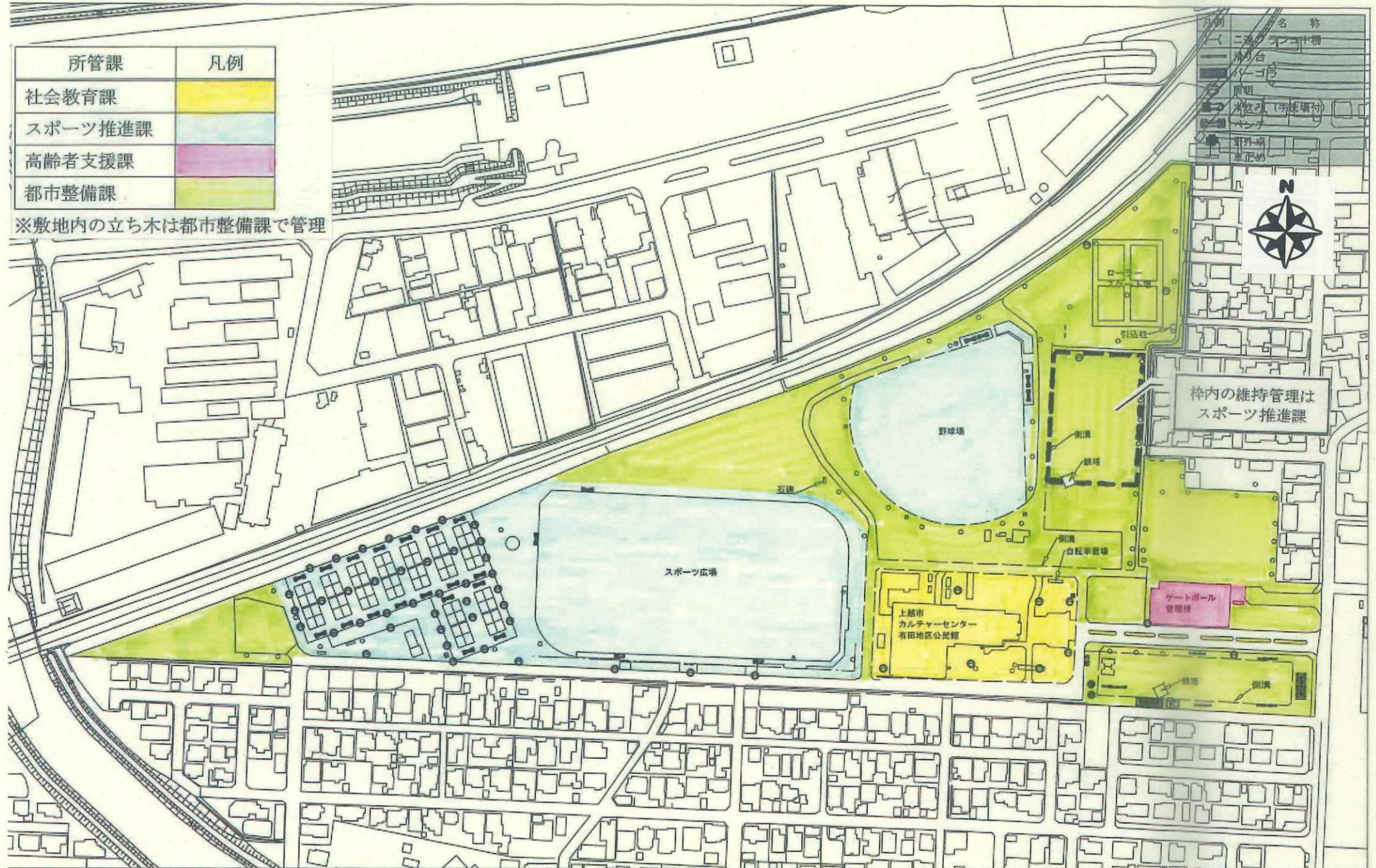
施設	A 利用日数	B 利用可能 日数	利用率 (A/B)	利用者数
ゲートボールハウス	164	347	47.3%	2,027

○修繕予定

修繕箇所	修繕内容	修繕時期
ストーブ	燃料漏れ修繕	令和7年4月実施済み
天井照明ランプ	不点灯ランプの更新（3灯）	令和7年度予算内で修繕可 能か検討中

所管課	凡例
社会教育課	黄色
スポーツ推進課	水色
高齢者支援課	紫色
都市整備課	緑色

※敷地内の立ち木は都市整備課で管理



枠内の維持管理は
スポーツ推進課